毎月２回発行　VOL.740　2021 年　６月 15 日発行

全肢連情報
ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170－0013
東京都豊島区東池袋１丁目３６番７号
アルテール池袋７０９号
□Publisher　ZENSHIREN
TEL：03－3971－3666
FAX：03－3971－6079
E-mail：web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL：http://www.zenshiren.or.jp
SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を Facebook https://www.facebook.com/ZENSHIREN

「医療的ケア児」支援法成立へ

たんの吸引などが必要な「医療的ケア児」や家族に対する支援法「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が６月 11 日、参院本会議で可決、成立した。「医療的ケア児」を法律上で明確に定義し、保育所や学校への看護師らの配置や全国に支援拠点を設置することを柱とし、国や地方自治体が適切な支援を行う責務を負うことを明文化している。９月に施行される予定である。

厚生労働省によると、病気や障害などの影響で医療的ケアが欠かせない「医療的ケア児」は全国に推計で約２万人いる。こうした子どもたちやその家族を支援するため、2015 年から超党派の国会議員や支援団体などでつくる「永田町子ども未来会議」が法案内容の検討を進めていた。

成立した法案は、これまで自治体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、国と自治体が支援の拡充へ必要なことをする「責務」に変わる。

また、医療的ケアができないとして、保育所で受けて入れてもらえなかったり、保護者が学校などに付き添ってケアを求められたりしていたことは、保護者の離職にもつながり、家族だけに大きな負担が集中するとして問題となっていた。それらを受け、学校や幼稚園、保育所の設置者に対し、保護者の付き添いがなくても、たんの吸引などのケアができる看護師や保育士などを配置することや、家族からの相談に応じるための支援センターを各都道府県に設置することなどを求めている。

なお、この医療的ケア児の支援強化に向けた法案の早期制定を求め、親やその支援者らが５月 14 日に約 26,000 筆の署名を衆院厚生労働委員会の筆頭理事に提出していた。

法案の全体像は、下記アドレスをご参照ください。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/204hou34siryou.pdf/$File/204hou34siryou.pdf

「民間企業」に義務付けられる合理的配慮　　～厚生労働省

全肢連情報（VOL739）の既報の通り、障害者の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」の提供を民間企業に義務付ける改正障害者差別解消法が成立した。差別解消をめぐる相談窓口が分かりづらい現状を改め、ワンストップで相談を受ける窓口の設置も進む見通しだ。

政府は今後、改正法に基づく基本方針を検討して閣議決定する。

合理的配慮とは障害者が具体的な生活場面で直面する障壁について、行政機関や事業者が障害者との対話を通じて取り除くこと。これを怠ると同法の差別に当たる。

現在、行政機関は合理的配慮の提供が義務化されているが、民間企業は努力義務にとどまっている。今後は民間企業も障害者と個別に対話をすることが義務になる。

参院内閣委員会の審議では、飲食店に入ろうとした車いす利用者が入店を拒否され、農林水産省､厚生労働省それぞれの窓口に相談しても返答がないまま終わった事例などが報告された。たらい回しに当たる事例が少なくないことから、改正法は国と地方自治体の連携協力の責務規定を新設。内閣府はこの規定を根拠にワンストップで対応する相談窓口を国のレベルで設ける意向だ。

一元化された相談窓口では、合理的配慮を義務付けられる企業側からの相談に応じることも想定する。

「合理的配慮とはどういうことか」については、2016 年 4 月の法施行時から繰り返し議論されてきた。「困りごとを抱えた人を目の前にしたとき、『どうしたら良いか？』と想像する感覚が大事です」と、合理的配慮をめぐる企業向けの研修会を年間 200 回超開く、公益財団法人日本ケアフィット共育機構の事務局長は言う。そもそも合理的配慮は「過度な負担にならない限り」という条件付きで規定されたものであり、こうすれば正解というものはない。「企業からはどこまでやればいいのかという問い合わせがとても多い。法改正で義務になればさらに増えそうだ」と話す。それでも研修で伝えることは今までと同じだ。

同機構が 21 年前から始めた「サービス介助士」の養成研修は、1,000 社以上の計 19 万人が受講した。その人に必要なことを、その場面に合ったやり方で行う「ケアフィット」ができる人材を育てるのが狙いだ。

まさに合理的配慮を先取りした研修と言えるもので、国土交通省の接遇ガイドラインも推奨している。

社員のコミュニケーション力や業績が上がったという報告もある。改正法の施行までは、合理的配慮を自分事と捉えるための時間だと伝えていくという。

詳細は、内閣府ホームページ参照

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_54/index.html

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会「報告書」を公表　～厚生労働省

厚生労働省は「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」の報告書を取りまとめて公表した。本検討会は、昨年９月に取りまとめられた「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」の中間報告を踏まえ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官及び社会・援護局障害保健福祉部長が、それぞれの施策に関わる有識者等を構成員として参集し、11 月に立ち上げていた。

今後、この報告書で示された方向性を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会及び社会保障審議会障害者部会において、制度所管ごとに具体的な議論を進める予定である。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19137.html

報告書のポイント

○ 障害者の就労支援における基本的な考え方

「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指し、多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、障害者本人や企業等、地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること。

○ 雇用施策と福祉施策の連携強化に関する対応策の具体的な検討の方向性

1） 障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方

働くことを希望する障害者に対しては、本人のニーズを踏まえた上で、一般就労の実現に向けて納得感のある支援を提供するため、

① まずは福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント(ニーズ把握、就労能力や適性の評価)の仕組みを構築・機能強化

② 将来的には、福祉・雇用それぞれのサービス等を選択・決定する前の段階で、「共通の枠組み」によるアセスメントを実施 等

2） 障害者就労を支える人材の育成・確保

両分野の基礎的知識・スキルが不十分、研修機会が限られている等により、専門人材が質・量ともに不足しているため、

① 雇用・福祉の分野横断的な基礎的研修の確立、専門人材の高度化に向けた階層研修の創設など、研修体系の見直しを実施

② 一定の「資格」化等を通じ、専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材を確保 等

3） 障害者の就労支援体系の在り方

これまでの連携では十分な対応が出来ていない、支援内容に重複があるといった課題や、企業等への支援ニーズにも対応するため

① 企業等での働き始めの時期、一時的な不調時、加齢等により雇用継続が困難な場合の、企業等で雇用されている間における就労継続支援事業の利用の取組を実施

② 障害者就業・生活支援センターは、基幹型の機能も担い、地域の支援ネットワークを強化、充実

③ 就労継続支援Ａ型事業所の役割や在り方について、改めて整理 等

「新たなバリアフリーの取組」に関する大臣指示　～国土交通省

国土交通省は６月 11 日に、障害の有無や特性にかかわらず、全ての人が同じように便利で安心な公共交通機関を利用できることを目指して「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する以下の４つの新たな取組についての大臣指示の内容を公表した。

この大臣指示は、これまで技術的課題の存在等により、一部事業者の対応に限られている先進的取組のうち、特に当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい取組について、行政側の強いリーダーシップの下、官民連携による課題解決等を図り全国展開等を目指していこうとするもので、具体的な取組項目は以下の４点。

① 障害者用 IC カードの導入
② 特急車両における車椅子用フリースペースの導入
③ ウェブによる乗車船券等の予約・決済の実現(マイナポータルとの連携を含む)
④ 精神障害者割引の導入促進

①②については本取組の実現に向けた検討等を加速化し、着実な実現を目指すこと。特に、関東圏について、2022 年度内の着実な導入を目指すことと指示。障害者用 IC カードは、下記の通り 2022 年度後半の導入を目指すことで合意し、システム改修など実務的な検討に着手した。また、バスについても、関東圏での導入に向けて、議論を進めていく。特急車両における車椅子用フリースペースの導入は、一部の新幹線などで進められているが、計画的に推進していく。

③④については本取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始することと指示。Web による障害者用乗車船券等の予約・決済は、知的障害者の資格情報のマイナポータル連携も想定。精神障害者割引の導入促進とともに、具体的な方向や目標などを検討していく。

詳細は、国土交通省ホームページ参照
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000298.html

JR 東日本など関東の鉄道・バス事業者 69 社が加盟する「関東 IC カード相互利用協議会」は 6 月 10 日、IC 乗車券の利用時に障害者割引の適用を自動的に受けられるサービスを、2022 年度後半をめどに始めると発表した。

関東圏の Suica（スイカ）、PASMO（パスモ）が対象。割引を受けるため障害者手帳を見せる必要がなくなる。

現在は障害者が IC カードで鉄道を利用する場合、入場時は改札にタッチするだけで済むが、出場する際には駅員のいる窓口で障害者手帳を見せて手続きをしないと割引を受けられない。使い勝手が悪く、国土交通省などが改善を求めていた。

新サービスの具体的な利用方法などは今後決める。対象エリアは関東圏だが、ＪＲ東日本は東北地方や新潟県でも導入する方向で検討する。

なお、既に関西などの私鉄・バス 64 社でつくる「スルッと KANSAI 協議会」では、障害者と介護者用のプリペイド式 IC カードを導入。事前に登録をしておけば、このカードを自動改札にかざすだけで割引運賃が利用できる。適切な利用のため、１年ごとの継続利用の確認も行っている。全日空や日本航空でも、事前に登録した人についてはチェックイン時の障害者の確認は省略しているという。

公共施設のバリアフリー化推進　～政府

政府は、5 月 28 日の閣議で、2021 年度から 2025 年度までに取り組むインフラ（基幹施設）設備の基本方針を盛り込んだ「第 5 次社会資本整備重点計画」を決定した。駅や公園など公共施設のバリアフリー化を進めることを重点目標に掲げている。

計画は「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」「防災・減災社会の実現」など 6 つの短期目標を設定し、具体的な改善事項と数値目標を示した。

「暮らしやすい地域社会の実現」では、1 日 3,000 人以上が利用する鉄道駅とバスターミナル、2,000 人以上が利用する旅客船乗り場と空港のバリアフリー化を進めることを明記。段差解消率（2019 年度 92%）、視覚障害者用誘導ブロック設置率（95%）、障害者対応型トイレの設置率（89%）を原則 100%にするとした。転落用防止用ホームドアの設置ヵ所も 1,047 番線増の 3,000 番線にする。

また、都市公園の園路・広場・トイレのバリアフリー化率を 70%にすること、医療福祉施設を併設した都市再生機構団地を 122 ヵ所増の 250 ヵ所にすること、子育て応援施設を併設した道の駅の設置を進めることなども盛り込んだ。

閣議決定を受けた国土交通省は、関係省庁と協力してインフラ整備を進める。

詳細は、国土交通省ホームページ参照
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000003.html

5 年で 4,000 ㎞「無電柱化」計画　～国土交通省

国土交通省は、電柱が災害時に倒壊することなどを防ぐため、2025 年度までの 5 年間で、計約 4,000 ㎞の区間で「無電柱化」を実施すると発表した。法律に基づく無電柱化推進計画に盛り込んだ。緊急輸送道路での新設を認めないなど、電柱を増やさない取り組みを実施する。

災害時の倒壊で道路を遮断するのを防いだり、景観の改善やバリアフリー促進につなげたりするため国は無電柱化を進めている。国土交通省によると、電柱は全国で約 3,600 万本立っているが、2018 年度以降、年間で約 15,000 本分の区間で電線を地下に埋めるなど無電柱化してきた。

一方で、電柱は年間 70,000 本のペースで増えている。管轄が違うなどの理由で国は増加の詳しい要因を把握していないため、まずは増設要因を調査し、削減のための対応策を今年度中に取りまとめる。あわせて、平均 7 年かかっている 1 区間ごとの事業期間の半減も目指す。

「生活のしづらさなどに関する調査」延期　～厚生労働省

厚生労働省は、在宅の障害児・者の実態を把握する「生活のしづらさなどに関する調査」（全国在宅障害児・者等実態調査）について、今年度は延期することを 5 月 24 日の社会保障審議会障害者部会に報告した。

新型コロナウイルス対策を優先するため、自治体が調査員を確保するのが困難だと判断。「新型コロナウイルスが収束した後、速やかに行う」としている。

この調査は 5 年に 1 度行うもので、前回は 2016 年 12 月に実施。自治体から委嘱された調査員が世帯を訪問して説明する方法をとる。そのため、今の状況では感染拡大防止の観点から回避すべきとした。

居室をカスタマイズ「グループホーム」開設　　～東京都

東京都武蔵野市に障害者一人ひとりの状態に合わせて居室をカスタマイズしているグループホーム「Life　Design つむぎ」（定員 18 名、ショートステイ２名）が開設した。運営する社会福祉法人睦月会は利用者の親亡き後の「終の棲家」として高齢になっても、重度化しても暮らせるよう工夫を凝らした。

このグループホームは「日中サービス支援型」で職員配置が手厚い。建物は３階建て。総工費約３億 5,000 万円。敷地は 572 ㎡で都有地を月 18 万円で借りている。

カスタマイズはグループホームの設備基準を満たしたうえで、利用者の希望に応じて自費で実施。例えば、音が苦手な方は防音壁、多動のある方はクッション床、発作のある方は室内カメラを設置した。壁紙を好みの色柄にしたり、部屋を動きやすいようレイアウトしたり、本人が楽しく安全に過ごせるようにしている。

利用者の年齢は 20～50 代で、障害支援区分は４以上。将来の高齢化、重度化を想定して機械浴を設置（入所時点で約半数が利用予定）。トイレは車いすでも利用できるようスペースを広くし、洗濯室には汚物流し用シンクも設けた。さらに１階に訪問看護ステーション（年内開設予定）があり、医療ケアへの対応も可能だ。

コロナ禍で入居は遅れているが入居した方の母親は、グループホームに慣れるまで１年以上かかるとされる中、「心配もあるが将来を考えて若いうちに慣れた方が良いと考えた」と話す。

法人では、家族会を開いて親亡き後について勉強会を重ね、親子の「共依存からの脱却」などについて理解を深めてきた。施設長は「利用者は誰かがやってくるという状態から『自立』し、親は子どもが地域で暮らせるよう『任せる』覚悟も必要だ」としている。

災害時に直接福祉避難所へ　　～山口県

豪雨や地震などの大規模災害時に障害者や高齢者ら要配慮者を受け入れる「福祉避難所」について、政府は障害者らが自宅から直接避難できる仕組みを導入する。これに先駆け、山口県山口市の宮野地区では障害がある子どもの親が自治体に働きかけ、直接福祉避難所に避難できる独自のシステムをつくった。

福祉避難所は 2021 年１月時点で、県内で 224 カ所指定されている。だが、これまでは内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に沿って、指定避難所に避難した人の中から、支援が必要な対象者を把握した上で開設されるケースが多かった。このため、移動による被災リスクや障害者らの負担の大きさが課題となっていた。

山口市の宮野地区に住む障害がある子どもの親ら８人でつくる住民団体「親子で防災@みやの」は、2019 年にできた。契機は東日本大震災。重度の知的障害や自閉症などがある子どもの母親である団体代表は、被災者手記に、自閉症の子どもが避難所で騒いでしまうため親子で車中泊を続けたこと、配給の列に並ぶことができずに必要な物資が受け取れなかったことなどが書かれており「ひとごとではない」と感じたという。

このため、宮野地区社会福祉協議会に相談。あらかじめ市が福祉避難所として指定している宮野地区の障害者支援施設にかけあい、2019 年に直接避難できる態勢を整えた。事前登録制で、現在３人の施設利用者が登録。４人の支援者が運営を担う。

この団体では、障害者向けの「防災ピクニック」を開いている。避難生活で使うマットレスや簡易トイレを用意したり、非常食を試食したりして、障害者が初めての場所でも強いストレスを感じることのないよう避難生活を体験してもらう活動だ。代表は「いざという時に大切なのは地域での助け合い。支援が必要な子がいることを地域の人にも知ってもらいたい」と話している。

政府は、災害対策基本法などの一部を改正した改正法を施行した。従来のガイドラインを改定し、要配慮者の個別避難計画の作成を市町村の努力義務としたほか、福祉避難所の受け入れ対象者を市町村が決め、あらかじめ住民に知らせる制度を設けた。これらにより、要配慮者が自宅から福祉避難所に直接避難できる仕組みづくりが進み、福祉避難所に一般の住民が殺到して混乱が生じることを防ぐことが期待されている。

「ソーシャルファーム」育成に動く　～東京都

障害者やひきこもりの経験者ら「就労困難者」を積極的に雇う企業「ソーシャルファーム」の育成に、東京都が力を入れている。ソーシャルファームの「創設促進条例」を全国で初めて制定し、雇用に積極的な企業を認証して助成に取り組むが、国内で浸透するにはまだ課題も多い。海外では法律で促す国もある。

就労困難者も「全社員が貴重な戦力」と言う企業代表は、「就労困難者を雇うのは、企業の社会的責任からではなく、それが真の成長につながるから。社員が仕事に合わせるのではなく、仕事の内容を社員に合わせることで持続可能な取り組みになる」と話す。

働く意欲のある就労困難者に職場を見つけることは、全国的な課題になっている。例えば身体障害者を受け入れるには、バリアフリー対応の負担を気にする企業もあれば、ひきこもり経験者の採用には対人関係を懸念するケースもある。

就労困難者を企業側が受け入れやすくしようと、東京都が 2019 年に制定したのが「ソーシャルファーム創設促進条例」だ。

都はひきこもり経験者や障害者以外にも、ひとり親、刑務所出所者などの就労困難者を社員として 2 割以上受け入れた企業を「ソーシャルファーム」として認証。認証を受けた企業には、事業所の改修経費や賃借料、人件費など 5 年間で最大 8 千万円を都が助成する。3 月時点で認証を受けた企業はまだ 3 社だが、年内には 28 社に増える予定という。

福祉サービスを一本化「福祉ヴィレッジ」運用目指す　～三重県

障害、高齢、子どもなど分野を超えた福祉サービスを一体化した多世代共生型施設「福祉ヴィレッジ（仮称）」の整備が三重県桑名市で進んでいる。市内にある既存の養護老人ホームや母子生活支援施設を市有地に集約し、新規で保育所なども整備する。施設の運営は同市社会福祉協議会が担い、来年度からの運用開始を目指している。

既存施設の老朽化や水害への懸念、国が提唱する「地域共生社会」の実現を背景に、5 年ほど前から市が主導して検討してきた構想で、候補地の選定などで着手が難航したが、4 月から土地整備が始まっている。市の企画提案公募により、施設の整備・運営は市社協が選ばれた。

福祉ヴィレッジは、市有地（約１万㎡）に整備。市社協が運営する養護老人ホーム、児童発達支援事業所、市の業務委託で市社協が運営しいている母子生活支援施設、生活介護事業所の既存施設を集約する。養護老人ホーム（50 名）と生活介護事業所（20 名）の定員は据え置き、母子生活支援施設は２世帯減の 10 世帯定員とする。児童発達支援事業所は専門職による訓練機能を充実させ、定員は 10 名増の 40 名にする計画。新規に保育所（90 名）や就労継続支援Ｂ型事業所も整備する。

建物は、入所と通所の２棟に分け、延床面積は 5,748 ㎡。このほか、施設の隣接に地域交流スペースや店舗も設け、利用者同士や地域住民との交流も図る。

土地整備や交流スペースの建設にかかる費用は市側が負担。施設などの建設費は市社協負担で 23 億円ほど見込む。借り入れや公的補助金などで財源をねん出したい考えだ。また、保育所の新設や児童発達支援事業所の定員増にともない、新規職員の雇用も予定している。

事務局交代のお知らせ

〇福島県手をつなぐ親の会連合会（令和３年６月１日付）
　新：事務局長　丹治　洋子　氏

事務局より

都道府県肢連事務局に下記文書を送付（一部メール）しています。
ご確認くださいますよう　よろしくお願いいたします。

全国総会に提案する議案の書面決議についての同意書提出について

同封の返信用封筒若しくは FAX にて返送下さい。

全肢連ホームページ「響」のご確認と回答について

提出期限：７月２日（金）（メール若しくは FAX での受付）

2021 年度　事務局調査聞き取りについて

提出期限：７月５日（月）（メール若しくは FAX にて受付）

全肢連結成 60 周年記念「感謝状・表彰状」贈呈について

提出期限：７月 20 日（火）必着　（メール若しくは郵送での受付）

第 54 回全国大会（東京）について

申込み受付期間

① 来場参加　　６月１日(火)～７月 20 日(火)

② web オンライン視聴参加　　６月１日(火)～８月 10 日(火)

全肢連ホームページ「響」（https://www.zenshiren.or.jp/）から申込み可能です。

※8 月 11 日以降の web オンライン視聴参加申込については、東京都肢連事務局にご相談下さい。（東京都肢連 TEL：03-5956-3335）